

## 令和3年度 鎌倉市就学援助金制度の御案内

この制度は、経済的な理由によって高等学校等に在籍するお子さんの就学にお困りの保護者に、鎌倉市が就学援助金を支給する制度です。給付制度のため、返還は不要ですが、毎年申請が必要となります。

### 1 対象となる方

次の(1)、(2)の両方に該当する方で、所得の要件を満たす方(生活保護世帯は対象外)。

※ 受給できる方の所得の目安は「5 受給できる所得の目安について」を参考。

- (1) 生徒と保護者がともに鎌倉市内に住所を有すること
- (2) 生徒が次のア～エのいずれかの学校に在学していること

ア 高等学校に置かれた全日制課程、定時制課程及び通信制課程

イ 中等教育学校の後期(高等部)課程

ウ 特別支援学校の高等部

エ 高等専門学校(第1学年から第3学年に限る)

※ 単に技芸の習得等を目的として設置され、高等学校卒業資格の得られない学校は対象外です。

### 2 支給金額について

学用品や教科書費等として年1回30,000円

### 3 申請期間及び申請方法について

- (1) 申請期間

令和3年(2021年)5月6日(木)から令和3年(2021年)6月30日(水)まで(必着)

※ 郵便受付のため、時間に余裕をもって申請してください。

- (2) 申請方法

就学援助金申請書を記入し、必要書類を添えて郵送してください。学校での申請はできません。

送付先

鎌倉市教育委員会学務課学務担当

〒248-0012 鎌倉市御成町12-18 鎌倉水道営業所 庁舎2階

- (3) 申請に必要な書類

就学援助金申請書に、次の必要書類(ア)～(ウ)を必ず同封してください。(エ)は令和3年(2021年)1月1日現在鎌倉市に住民登録がない方のみ該当です。

※ 申請書は生徒1人につき1枚作成してください。教育委員会学務課の窓口の他、市ホームページからダウンロードすることができます(ダウンロードは4月下旬以降可能)。

<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/gakumu/koukouseienjokin.html>

**注意**

令和3年度から申請に必要な書類を変更しています。  
「令和3年度の変更点」を必ず確認してください。